

南浜中央病院介護医療院 運営規程

(事業施設の目的)

第1条 医療法人松涛会（以下「事業者」という。）が開設する南浜中央病院介護医療院（以下「医療院」という。）が行う介護医療院の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態にあり、居宅における生活に支障が生じた高齢者（以下「入所者」という。）に対し、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目的とする。

(運営の方針)

第2条 医療院は、要介護者であって、主として長期にわたり療養が必要である者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目指すものとする。

- 2 介護医療院サービスの実施に当たっては、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 3 介護医療院サービスの実施に当たっては、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、関係市町村、居宅介護支援事業者及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする

(医療院の名称及び所在地)

第3条 事業を行う医療院の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 南浜中央病院介護医療院
- (2) 所在地 宮城県岩沼市寺島字北新田111番地

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 医療院に勤務する従業者（以下「従業者」という。）の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人

従業者の管理及び業務の実施状況の把握その他事業の管理を一元的に行うとともに、介護保険法等に規定される介護医療院の事業実施に関し、遵守すべき事項について指揮命令を行う。

- (2) 医師 1人以上

入所者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行うとともに、医療院の衛生管理等の指導を行う。

- (3) 薬剤師 1人以上

医師の指示に基づき調剤を行い、医療院で保管する薬剤を管理するほか、入所者に対し服薬指導を行う。

- (4) 看護職員 7人以上

医師の診療補助及び医師の指示による入所者の看護、医療院の衛生管理等の業務を行う。

(5) 介護職員 9人以上

入所者の介護、自立的な日常生活を営むための支援等の業務を行う。

(6) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 1人以上

医師等と共同してリハビリテーション実施計画を作成するとともに、当該計画に従いリハビリテーションを行う。

(7) 診療放射線技師 1人以上

入所者のX線検査、CT検査を業務を行う。

(8) 介護支援専門員 1人以上

入所者の介護医療院サービス計画の原案をたてるとともに、要介護認定及び要介護認定更新の申請手続きを行う。

2 前項に定めるもののほか、医療院の運営上、必要な従業者を置くものとする。

(入所定員)

第5条 医療院の入所者の定員は 42 人とする。

(介護医療院サービスの内容)

第6条 介護医療院サービスの内容は、居宅における生活への復帰を目指し、入所者に関わるあらゆる職種の従業者の協議によって作成される介護医療院サービス計画に基づいて、入所者の病状及び心身の状況に照らして行う適切な医療及び医学的管理の下における看護・介護並びに日常生活上の世話、また栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態、口腔衛生の管理とし、介護医療院サービスの提供に当たっては次の点に留意するものとする。

- (1) 介護医療院サービスの提供に当たっては、入所者の要介護状態の軽減又は悪化防止に資するよう、入所者の心身の状況等を踏まえて、入所者の療養を妥当適切に行うものとする。
- (2) 介護医療院サービスの提供に当たっては、介護医療院サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行うものとする。
- (3) 介護医療院サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、従業者は入所者及びその家族に対して、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明しなければならない。
- (4) 介護医療院サービスの提供に当たっては、介護医療院は、入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するためやむを得ない場合を除き、身体拘束その他入所者の行動を制限する行為を行わないものとする。
なお、緊急かつやむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
- (5) 医療院は、自らその提供する介護医療院サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(介護医療院の利用料等)

第7条 介護医療院の利用料は、「指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第21号）」に定める額とし、医療院が法定代理受領サービスを提供する場合には、入所者から本人負担分の支払いを受けるものとする。

2 その他の費用として、居住費、食費、その他通常必要となる日常生活上の便宜に係る費用で、その入所者に負担させることが適当と認められる費用の支払いを受けることができるものとする。（費用及び金額は別表のとおり）

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、入所者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第8条 入所者は、次の各号に掲げる事項について遵守しなければならない。

- (1) 入所者は、院内において政治活動又は宗教活動を行ってはならない。
- (2) 入所者は、院内に危険物を持ち込んで서는ならない。
- (3) けんか、口論、泥酔、中傷その他、他人の迷惑となるような行為をしないこと。
- (4) その他管理上必要な指示に従うこと。

（緊急時の対応）

第9条 当院医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門機関での診療を依頼する。

（非常災害対策）

第10条 医療院は、非常災害に関する具体的な対応計画を定めるものとする。

2 管理者又は防火管理者は、非常災害その他緊急時に備え、防火教育を含む総合訓練を地域の消防署の協力を得た上で年2回以上実施するなど、入所者の安全に対して万全の備えを行うものとする。

（衛生管理等）

第11条 医療院は、入所者の使用する施設、食器その他の設備、食材及び飲用に供する水等について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じなければならない。また、医薬品及び医療用具の管理についても適正な管理を行わなければならない。

2 医療院は、院内において感染症の発生又はそのまん延の防止をするために、必要な措置を講じなければならない。

（事故発生時の対応）

第12条 医療院は、入所者に対する介護医療院サービスの提供により事故が発生した場合は、当該入所者の家族及び市町村等に連絡するとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 前項の事故については、その状況及び事故に対する処置状況を記録しなければならない。
- 3 医療院は、入所者に対する介護医療院サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(虐待の防止のための措置)

第13条 医療院は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じなければならない。

- (1) 医療院における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 医療院における虐待防止のための指針を整備する。
 - (3) 医療院において、従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。
 - (4) (1)～(3)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 医療院は、虐待等が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めるものとする

(身体拘束の防止・やむを得ない場合の身体拘束実施)

第14条 身体拘束は、利用者の生活の自由を制限することであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものである。利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し拘束廃止に向けた意識をもち、身体拘束をしないケアの実施に努めるものとする。

- 2 サービス提供にあたり当該利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護する為、緊急やむを得ない場合、身体拘束その他の利用者の行動を制限する場合がある。

(1) 緊急やむを得ない場合の例外三原則

- ① 切迫性：利用者本人又は、他の利用者の生命又は身体が危険にさらされる緊急性が著しく高いこと。
- ② 非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替法がないこと。
- ③ 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

※身体拘束を行う場合には、以上の三つの要件を全て満たすことが必要。

(2) やむを得ず身体拘束を行う場合

本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は切迫性・非代替性・一時性の3要件を全て満たした場合のみ、本人・家族への説明同意を得て行うものとする。また、身体拘束を行った場合には、十分な観察を行うとともに、その行う処遇の質の評価及び経過記録を行い出来るだけ早期に拘束を介助すべく務めるものとする。

(苦情処理等)

第15条 医療院は、提供した介護医療院サービスに対する入所者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、その窓口を設置するものとする。

- 2 前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

- 3 医療院は、介護保険法の規定により市町村等から文書の提出等を求められた場合は、速やかに協力をし、市町村等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って適切な改善を行うものとする。
- 4 医療院は、市町村等から改善報告の求めがあった場合は、改善内容を報告するものとする。

(秘密保持)

- 第16条 従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
この秘密保持義務は、入所者との契約終了後も同様とする。
- 2 前項に定める秘密保持義務は、従業者の離職後もその効力を有する旨を雇用契約書等に明記する。
 - 3 医療院は、サービス担当者会議等で入所者及びその家族の個人情報等の秘密事項を使用する場合は、あらかじめ文書により、同意を得ておかなければならない。

(地域との連携)

- 第17条 医療院は、地域住民又はボランティア団体等との連携及び協力を行い、地域との交流に努めるものとする。

(従業者の研修)

- 第18条 医療院は、従業者の資質向上を図るための研究又は研修の機会を設け、適切かつ効率的に介護医療院サービスを提供できるよう、従業者の勤務体制を整備するものとする。
- 2 医療院は、次の各号に定める研修を実施するものとする。
 - (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内に実施
 - (2) 継続研修年3回以上
 - 3 医療院は、必要と認める場合は、前項に掲げる研修のほかに、研修を実施することができる。

附 則 この運営規程は令和2年6月1日から施行する

令和6年4月1日一部改正する